

2024年12月26日

～ 未来を担う子どもたちとの架け橋に ～  
一般財団法人あしなが育英会との「遺言信託業務の提携に関する協定」の締結について  
－ 九州の地方銀行で初の協定締結 －

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、高齢者の遺贈寄付ニーズ※にお応えするため、国内遺児の教育支援事業や心のケア事業などの活動を行っている一般財団法人あしなが育英会（会長 玉井 義臣、以下「あしなが育英会」）と「遺言信託業務の提携に関する協定」を九州地銀で初めて締結しましたので、お知らせします。

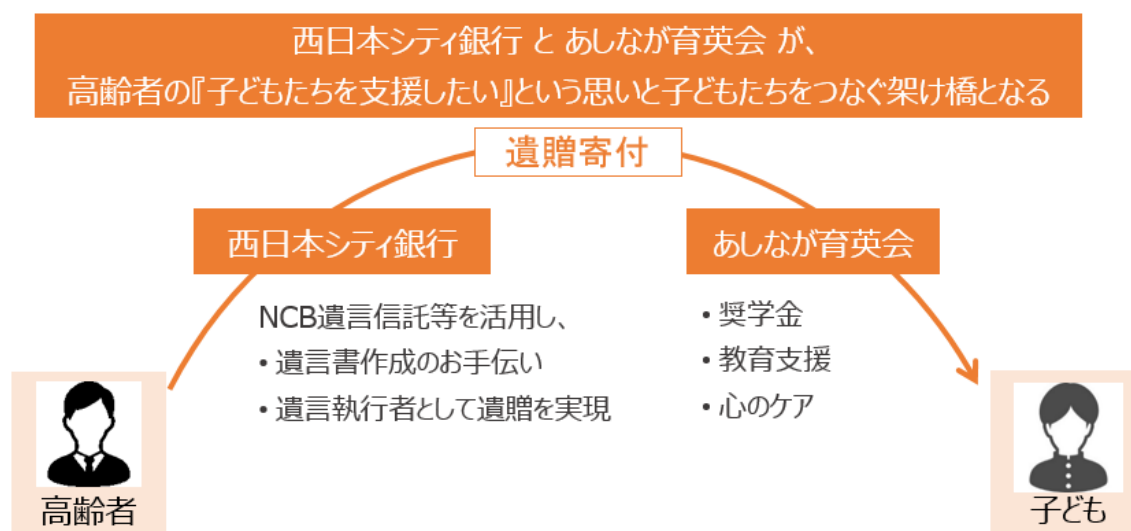
当行の遺言書作成相談件数は増加傾向にあり、その中には未来を担う子どもたちに役立ててほしいと自らの預金や不動産などの財産を公共団体等に寄付することを検討されている高齢のお客さまが一定数おられます。

そこで、当行は「あしなが育英会」と協定を締結することで“高齢者の思い”と“支援を必要とする子どもたち”をつなぐ架け橋となり、寄付を検討されているお客さまがご自身の財産を子どもたちに役立てる準備を生前のうちにサポートすることといたしました。

当行は従来からフードドライブ活動や金融リテラシー教育、寄付機能を有する法人向け定期預金などを通じて、子どもたちへの支援に積極的に取り組んでいます。本協定の締結により子ども支援の環を更に広げ、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

※遺贈寄付とは、遺言書をもとにお亡くなりになった後、自らの財産を公共団体等に寄付すること。

<思いをつなぐ架け橋のイメージ図>



記

1. 協定締結日

2024年12月26日（木）

## 2. 遺贈の相談から「あしなが育英会」を通じた、子どもへの教育支援までのフロー



- ① お客様が、当行に遺贈の相談をします。(あしなが育英会への直接の遺贈相談でも可)
- ② 当行は、遺贈に関するサポートの一つとして「あしなが育英会」をご紹介します。
- ③ 当行は、お客様と遺言信託を締結し、「あしなが育英会」への遺贈を織り込んだ遺言書を作成します。
- ④ お客様のご逝去後、「あしなが育英会」への遺贈を実施します。
- ⑤ 「あしなが育英会」が奨学金を支給するなど、子どもたちに必要な教育支援などを実施します。

### ■ 参考：「あしなが育英会」の概要等について

団 体 名	一般財団法人あしなが育英会
所 在 地	東京都千代田区平河町2丁目7-5 砂防会館4F
代 表 者	玉井 義臣
設 立 年 月 日	1993年4月20日
活 動 内 容 ・ 活 動 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「あしなが育英会」は、災害遺児・病気遺児・自死遺児など困難を抱える子どもたちへの経済的支援と心のケアを行っています。</li> <li>➤ 2023年度のあしなが高校奨学金の申請者数は、貸与・給付一体型から全額給付型への変更や生活苦の深刻化などにより、高校奨学金制度の1988年発足以来最多の2,629人(前年度1,934人)に急増した一方、「あしなが育英会」の資金難などにより、採用者は半数以下の1,168人という状況となっています。</li> </ul>

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
営業支援部 吉岡・平戸 TEL 092-476-2708